

＼ 2025年4月から新事業がスタート！ ／

保育士として活躍する夢を応援します

伊勢崎市保育士奨学金返済支援事業

奨学金を返済しながら、保育士として市内の保育施設等に就職した方を対象に、年度内に返済する額（15万円を上限）を就職後最長5年間補助します。

対象者

下記の要件をすべて満たす方

- （１）保育士養成施設を卒業後1年以内の方で、令和7年4月1日～令和12年3月31日までに就職した方
- （２）奨学金を利用して保育士資格を取得し、自ら返済している方
- （３）市内の保育施設等※において通年で雇用され、保育士として1日6時間以上かつ月20日以上勤務している方
※保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業所
ただし、企業主導型保育施設、幼稚園（認定こども園は除く）は該当しません
- （４）申請する年度において、市内の保育所等で6か月以上の勤務実績がある方
また、退職した場合は1年以内に市内の保育所等に再就職している方
- （５）本人に、市税（市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）や保育料の滞納がない方
- （６）類似の補助制度を受けていない方

補助金額・補助対象期間

≪ 補助金額 ≫申請する年度内に返済する額（15万円を上限）

≪補助対象期間≫就職後最長5年間



申請から支給までの流れ

申請

必要書類をそろえて市こども保育課に申請します。

《提出が必要な書類》

- ①保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②保育士登録証の写し
※前年度に本補助金を受けていて、内容に変更等がない場合は提出不要です
- ③雇用契約書の写し
- ④養成施設の卒業証明書
※前年度に本補助金を受けていて、内容に変更等がない場合は提出不要です
- ⑤市税の完納証明書
- ⑥奨学金を貸与した機関が発行する割賦方法、割賦金、申請する年度の返済予定額が分かる書類

交付決定

保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）が交付されます。

実績報告

翌年の4月末までに、必要書類をそろえて市こども保育課に報告します。

《提出が必要な書類》

- ①保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第3号）
- ②返済額が分かる書類の写し
- ③在職証明書（様式第4号）
- ④保育士奨学金返済支援事業補助金請求書（様式第5号）

補助金支給

保育士奨学金返済支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）が交付され、補助金が支給されます。



お問い合わせ先

伊勢崎市役所 福祉こども部 こども保育課
〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
電話0270-27-2751（直通）